

ご存じですか

確定申告を間違えたとき

修正申告・更正の請求などができます

確定申告も終わり、ホッとして申告書を眺めていたら、計算間違いを発見——。

このように、申告書を提出したあとで、計算違いなど申告内容の間違いを見つけたときは、それを訂正することができます。そこで、確定申告が間違っていたときの訂正の手続きなどについて紹介しましょう。

△税額を少なく

申告していたとき
申告した税額が少なかったことを、申告後に気付いたときは、「修正申告」をしてください。

修正申告は、税務署から「更正」(税務署の調査により、新たに納める税額が通知される)を受けるまでは、いつでもできます。しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、更正を受けたりすると、新たに納める税額のほかに、その税額の五割の過少申告加算税がかかります。ただし、調査を受ける前に自主的に修正申告した場合は、過少申告

加算税はかかりません。修正申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっています。

△税額を多く

申告していたとき
申告した税額が多かったことを、申告後に気付いたときは、「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間。ですから昭和五十七年分の更正の請求ができるのは、昭和五十九年の三月十五日までです。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金が還付されます。

△確定申告を

忘れていたとき

確定申告をしなければならぬ人が申告を忘れていたときは、「期限後申告」をしてください。この期限後申告は、税務署から「決定」(税務署の調査により納める税額が通知される)を受けるまではいつでもできます。

しかし、なるべく早く申告するほうが有利です。それは、「修正申告」の場合と同様で、税務署の調査を受けた後で期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、納める税額のほかに、その税額の10%の無申告加算税がかかるからです。ただし、調査を受ける前に申告をした場合は、無申告加算税は5%で済みます。

期限後申告によって納めることとなる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。

修正申告や期限後申告、更正の請求をするための用紙は税務署に用意してあります。また、手続きなど分からない点がありましたら、お近くの税務署や税務相談室(分室)でご相談ください。



今年の三隅町農作業料金について去る一月二十九日開催の「農業協定料金設定審議会」で次のように決定されました。

※審議会構成員

- 町経済課・農協・普及所
- ・農業委員会・機械利用組合代表・委託農家代表・機械保有受託農家代表・農事組合代表

○トラクター・耕耘機 (10a当り)

- 荒おこし 五五〇〇円
- くれがえし 三三〇〇円
- 荒代 三八〇〇円
- 植代 三八〇〇円
- 一貫(荒おこし+植代) 一一〇〇〇円(一貫の中にはくれがえしは含まない)但し不整形田は一割増以上。(特殊田は相対で決める)

- 田植え(10a当り)
- 動力 五五〇〇円(苗運び、角植付、補植は委託者もち)
- 人力 五二〇〇円(弁当持八時間)
- 苗取 五二〇〇円(〃)
- 防除(10a当り)
- 八五〇〇円
- 稲刈り(10a当り)
- コンバイン 一五〇〇〇円
- バインダー 八〇〇〇円

(例伏田、湿田は二割増以上として相対で決める。廻り刈り委託者、ヒモ、燃料は受託者もち)

昭和58年 農作業の標準労働賃金決まる

○脱穀 五五〇〇円
自脱 五五〇〇円
ハーベスター 六五〇〇円
ハーベスター(カッター付) 七五〇〇円

○普通日雇(一人役) 五二〇〇円
男 五二〇〇円
女 四〇〇〇円
(農作業に従事弁当持八時間)

○農作業を機械利用組合に委託すれば、これから機械を買って自分の田だけで利用されるよりずいぶんお得です。

◎農作業の委託は三隅農協生産課又は次の方々へ申し込んで下さい。

- 三隅町上地区機械利用組合
組合長 堀永美明
(TEL 三一〇五一三)
- 中小野地区機械利用組合
組合長 兼頭 勉
(TEL 三一〇八〇三)
- 三隅町中央地区機械利用組合
組合長 山崎一男
(TEL 三一一二三三)

